

労使合意に基づく適用拡大の申出にかかる施行日前の受付について

- 労使合意に基づく適用拡大の申出（任意特定適用事業所の申出）があった場合、短時間労働者の方の資格取得日は申出受理日（受付日）となります。

しかしながら、短時間労働者の方について、平成29年4月1日（土）の厚生年金保険等の加入を可能とするため、施行日（平成29年4月1日（土））前の申出（「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」の提出）を可能としております。

（「労使合意に基づく適用拡大Q&A集」の問10を参照ください。）

- 短時間労働者の方について、平成29年4月1日（土）から厚生年金保険等の加入を希望される場合は、平成29年3月31日（金）までに年金事務所等に「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」、「同意書」等を提出願います。

※ 平成29年4月3日（月）以降の受付の場合は、厚生年金保険等の加入は受付日からとなります。

※ 事業所が健康保険組合に加入している場合、「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」、「同意書」等は健康保険組合に提出願います。この場合、「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」は健康保険組合から日本年金機構へ回付します。

ただし、「短時間労働者の資格取得届」については、日本年金機構と健康保険組合それぞれに提出願います。

- 「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」、「同意書」等の様式は、厚生労働省から発出される事務取扱通知にて示される予定です。

様式については、厚生労働省より事務取扱通知が発出され次第、当HPに掲載しますので、今しばらくお待ちください。

※ 厚生労働省からの事務取扱通知の発出は3月17日（金）の予定です。

※ 施行日前の申出を可能とすることについても、厚生労働省から発出される事務取扱通知にて示される予定です。